

平成29年10月26日に第12回木曾郡特別支援教育連携協議会研修会が開催されました。その時、参加された皆さんから課題や要望が出されました。課題や要望などに対する回答をQ&Aという形で記載します。

「第12回木曾郡特別支援教育連携協議会研修会で出された課題や要望などに対する回答」

I 木曾郡自立支援協議会からの回答 (Q&A)

1 卒業後の支援について

Q 職場の理解(情報共有)をどのように図っていますか?また、合理的配慮をどのように求めていますか?

A 障害者就業・生活支援センター(木曾障がい者総合支援センターともに内に併設)の就労担当者や生活支援ワーカーが在学中から関わりを持ち、学校の担当者とも連携して支援しています。

A 就労の際の配慮は一人ひとり異なり、個々の状況や希望を、本人、学校関係者、就労担当者などと企業の担当者が共有することで、企業ができる範囲で配慮をお願いしています。

A 機会あるごとに障がい者雇用の必要性を広く周知しています。

Q 療育手帳や精神障害保健福祉手帳などを取得すると、どのようなサービスを受けられますか?

A 町村単独サービスについては、福祉担当係などに相談していただければ紹介します。

A 一般的な制度については、長野県ホームページにある「障がいのある方の自立支援のしおり」や「精神保健福祉ハンドブック」にも記載されていますので、ご確認ください。ご自分で調べることができない場合は、お手数ですが町村の福祉担当係にご連絡ください。(サービスも多様な上、それぞれに対象条件や所得制限などが異なります。)

Q 高等学校や養護学校高等部卒業後、保健師以外で相談できる方や機関にはどのようなものがありますか?

A 町村に相談していただければ、対応部署にて関係機関を紹介します。主治医、木曾障がい者総合支援センターともに、保健所、木曾保健福祉事務所、相談支援事業所の相談支援専門員などが主な担い手になるかと思えます。

Q 地域で支えていくために、誰がどのような支援をしていますか？

A 関係する支援機関が必要に応じて会議を行い、支援をしています。また、同意が得られた場合、町村福祉係、保健師、その他支援者などで情報共有し、個別ケースごとに対応しています。

A 「保護者の会」などが組織され、お互いに相談する場、支援する場となっているところもあります。

2 情報共有について

Q 高等学校と各町村との情報共有をどのように行っていますか？

A 本人や保護者の希望をもとに同意が得られた場合、木曽障がい者総合支援センターともとの調整により高等学校との情報共有を行っています。

A 本人や保護者の希望をもとに同意が得られた場合、個別支援会議を通して情報共有を行っています。

A 本人や保護者の希望をもとに同意が得られた場合、保健師と発達障がいサポートマネージャーが高等学校の特別支援教育コーディネーターと面談し情報共有を行っています。

3 退学した場合の支援について

Q 高等学校を退学した生徒の情報をどのように得ていますか？また、どのような支援をしていますか？

A 保護者や周囲から相談があった場合の対応になります。

A 本人、保護者から相談があれば医療受診などのアドバイスをしています。

A サービスなどを利用されている人であれば情報共有する場合があります。

4 家庭への支援について

Q 困ったとき、保護者は誰に相談したらいいですか？相談後は、どのような見通しですか？

A まずは在籍校に相談してください。必要に応じて学校から教育委員会、町村、関係者などの、困りごとに対応できる必要な関係機関へつなぎます。

A 相談事由にもよりますが、保健師や町村福祉係、木曽障がい者総合支援センターともにサテライト（巡回相談会）などでも相談できます。必要に応じて支援会議などを行い、困りごとの解決に向けて、福祉サービスの利用などへとつなげていきます。

5 個別の教育支援計画について

Q 中学校卒業後、個別の教育支援計画をどのように活用していますか？

A 中学校卒業後の支援を継続的に希望される場合は、関係者間の支援会議・連絡調整時

に活用する場合があります。また、きめ細やかな対応とするためには活用が望まれません。

6 各町村の体制について

Q 具体的な支援を考えるために知能検査や心理検査が必要な場合がありますが、今後各町村ではどのように対応していきますか？

A 主治医がいる場合は、主治医と相談しています。

A 病院での検査、保健所のこどもの心と体の相談を紹介しています。就学相談に係わる場合は、養護学校の特別支援教育コーディネーターに依頼しています。

A 町村では専門職の確保が難しいのが現実です。

Q 各町村で、保護者や当事者、関係者との懇談機会はありますか？

A 学校から要請があった場合は、保健師や福祉担当者などが保護者や当事者、関係者との支援会議を行っています。

A 保護者から希望がある場合は、お知らせください。

II 町村教育委員会からの回答 (Q&A)

1 中学校での支援について

Q 高等学校では、特別支援学級がなかったり支援員がいなかったりします。そのような体制の高等学校で生徒が困らないようにするために、中学校でどのような支援をしていますか？

A 高等学校での生活に適應できるよう、教科学習の他、社会性の学習や個々の苦手感を補う学習をしています。その上で、主に3年次では、原学級での学習や活動に参加する時間を増やしていくなどして、多人数の環境に慣れるようにします。また、通学時間を含めた高等学校の日課に適應できるよう、生活リズムを整えます。

2 情報共有について

Q 中学校と高等学校との情報共有をどのように行っていますか？

A 高等学校への入学が決まった後、特に配慮が必要な生徒については、保護者の了解を得てから中学校の担任（担当者）と高等学校の担任（担当者）が直接面談して、情報を共有します。必要に応じて養護教諭間でも面接を行います。入学後も連絡会等にて情報交換を行います。

3 個別の教育支援計画について

Q 作成するに当たって、作成自体の了承や内容など、保護者とどのように合意形成を図

っていますか？

A 計画の作成にあたっては、前年度までの指導経過を踏まえた上で、年度当初に保護者と共通理解を深める情報交換会を行っています。その際、状況に応じてですが、個別の支援計画を作成する旨を伝え、理解を求めるようにしています。

4 合理的配慮について

Q 特別支援教育（ユニバーサルデザイン化や合理的配慮など）について、どのように共通理解を図っていますか？

A インクルーシブ教育システム構築に向け、全ての学校、全ての教室で授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮が求められています。各学校では、特別支援教育担当者だけでなく全ての教職員を対象にした研修に努めています。

III 高等学校、養護学校からの回答（Q&A）

1 中学校での支援について

Q 高等学校では、特別支援学級がなかったり支援員がいなかったりします。そのような体制の高等学校で生徒が困らないようにするため、中学校にどのような支援を望みますか？

A 自分の苦手とすることを理解し教員に伝えられるように支援していただけたらありがたいです。自分の困り感を感じそれを教員に伝えられることが大切です。また、ある程度の集団に慣れておく支援もしていただけるとありがたいです。（高等学校）

2 卒業後の支援について

Q 職場の理解（情報共有）をどのように図っていますか？また、合理的配慮をどのように求めていますか？

A 発達障害などを抱える生徒には、就労する際に保健師・就労支援ワーカーと本人の面談を組み、アセスメントを行っています。卒業後も必要があれば足りない情報を補完し、在学中の様子をお知らせしたり、就労後の様子をお聞きしたりしています。（高等学校）

A 必要があれば、学校生活の様子を事業所にお伝えします。（高等学校）

A 保護者の了解を得て移行支援会議を行い、共通理解を図っています。（養護学校高等部）

Q 卒業後、家庭と学校とのつながりをどのように持っていますか？

A 必要な生徒には、旧担任や特別支援教育コーディネーターを中心に対応しています。（高等学校）

A 卒業生支援として、支援センターの方にも関わってもらって情報を共有しています。
(養護学校高等部)

3 情報共有について

Q 高等学校と各町村との情報共有をどのように行っていますか？

A 年に数回各町村の保健師と情報共有の場を設けています。個々に対応が必要な場合には電話で連絡を取り合ったり、保護者の了解を得て支援会議を開催したりすることもあります。(高等学校)

A 保護者の了解を得て、福祉課の方や支援センターの方に入ってもらい支援会議を開催しています。(養護学校高等部)

Q 中学校と高等学校との情報共有をどのように行っていますか？

A 入学前の中学校訪問等で必要な情報をいただいています。また、個別の教育支援計画を送っていただき、高校での支援に活かしています。入学後も連絡会等にて、中学校に高校での様子をお知らせしています。個々に対応が必要な場合には、直接連絡を取り合っています。(高等学校)

A 特別支援教育コーディネーター、自立活動担当、高等部部長が、中学校を訪問するなど、教育相談を行っています。(養護学校高等部)

4 合理的配慮について

Q 特別支援教育(ユニバーサルデザイン化や合理的配慮など)について、どのように共通理解を図っていますか？

A 年1回生徒相談係主催の職員研修を行い、職員全体が理解を深められるようにしています。特別な配慮が必要な生徒に対しては随時教科担当者会を開き、必要な配慮について話し合い、共通理解が持てるようにしています。(高等学校)

A 職員会議での情報提供や校内研修を行っています。(高等学校)

Q 就労を希望する生徒に対してどのような指導をしていますか(高等学校におけるキャリア教育)？

A 過去の例では、既に保健師と連携のできていた生徒について、支援センターとつないでいただいて就労支援を受けていくことができました。その中で入社後必要となるスキルについても指導していただきました。(高等学校)

A 総合学科の特色ある「産業社会と人間」で職業や将来について考える授業を行っています。また、企業体験学習やインターシップも行っています。(高等学校)

A コース別学習や作業学習などを通して、社会自立学習カリキュラムに沿って行っています。(養護学校高等部)

Q 進学が決定した生徒に対してどのような支援をしていますか？

A 保護者や本人と相談の上、必要な情報を進学先に伝えています。(高等学校)

5 通級指導教室について

Q 平成30年度より、高等学校における通級による指導制度が導入されます。木曾圏域では、どのような見通しですか？

A 平成29年度末段階では詳細は不明です。